

警戒区域（南相馬市小高区）からの避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援2の状況に陥った高齢者と、介護負担の生じたその家族について、共に日常生活阻害慰謝料が増額された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、X2、及びX3（以下申立人ら3名合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1 損害

(1) 避難費用

① 交通費	209,000円
② 宿泊費	311,000円

(2) 精神的損害

申立人らが避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されたことによる精神的苦痛の損害

① 申立人X1の精神的苦痛の損害	1,586,000円
② 申立人X2の精神的苦痛の損害	1,586,000円
③ 申立人X3の精神的苦痛の損害	1,952,000円

(3) 弁護士費用

169,320円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として5,813,320円の支払義務のあることを認める。

第3 申立人らと被申立人は、被申立人が、申立人らに対し、第1項記載の損害に対する仮払補償金として、平成25年1月末日までに計1,900,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

第1項の1に掲げる損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。ただし、精神的損害を除く）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月12日

(仲介委員長 島田一彦、仲介委員 山田正記、同 犀川 治)